

仕 様 書

1. 事業名

松島町 GIGA スクール端末等売却（単価契約）

2. 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGA スクール端末」という。）には、使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、適切な処分を行う必要性が極めて高い。また、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、レアメタル等の有用な金属が多く含まれている使用済となったタブレット端末等を、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）」に基づいて、適正に処分することが求められている。こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和 5 年 10 月 26 日付「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

3. 受託条件

- （1）受託者（以下、「乙」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、宮城県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者（製造事業者でない場合は、Apple Japan合同会社の正規ディストリビューター）であること。なお、一般競争入札参加申請時に認定を受けていることを証する書類等（認定計画書（別紙1～別紙7））を提出すること。
- （2）GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、乙が 4. 事業内容に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績（令和 7 年度の処分実績が本件処分台数を上回ることを十分に有していること）。

4. 事業内容

松島町（以下、「甲」という。）は、GIGA スクール端末の残存価値を踏まえ、有償で売払いを行う。

- （1）乙は、甲の小学校で使用していた GIGA スクール端末等を回収し、回収した GIGA 端末等を再使用・再資源化する。

- (2) 乙が小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項の認定事業者である場合は、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律資源有効利用促進法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）の広域認定制度によるもの。）において認定を受けた乙の再資源化事業計画に従い、業務を実施すること。
- (3) GIGA 端末に含まれるデータの消去を「10. 処分方法」に定める方法で確実に実施し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。
- (4) 端末の残存価値を踏まえ有償売払いを行うにあたり、回収に必要な車両・運搬や作業経費等を踏まえ、1 台当たりの買取金額を算出すること。

5. 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6. 引渡し予定物品

別紙 1「引渡し予定物品一覧」のとおり。但し以下の点を踏まえた価格とすること。

(1) GIGA 端末本体（iPad 第 8 世代 32GB）

- ・甲において、端末管理・セキュリティ等に関連した MDM・Apple School Manager 等は全て解除した状態で、乙に引き渡す。
- ・修繕を行った端末が含まれるが、再使用が困難である場合を除き、正規品と同様に売払い対象とすること。
- ・再使用が困難な故障品・破損品等は可能な限り買取台数に含むこと。なお、買取台数に含められない分については、回収・処分は行うが売払い対象外とする。

(2) 附属品（充電器・充電ケーブル・ケース・有線接続キーボード）

- ・上記に記載のない周辺機器及び附属品等についても、協議のうえ回収・処分を行うこと。

7. 引渡し場所・予定数量

No.	名称	住所	電話番号	予定数量
1	松島第一小学校	松島町松島字道珍浜 10 番地	022-354-2384	223 台
2	松島第二小学校	松島町高城字反町五 14 番地	022-354-2456	131 台
3	松島第五小学校	松島町幡谷字新田 5 番地の 1	022-352-2101	74 台
4	松島中学校	松島町高城字三居山一 6 番地の 1	022-354-3309	281 台
5	松島町教育委員会	松島町高城字帰命院下一 19-1	022-354-5713	4 台
計				713 台
うち故障等端末数				69 台

8. 回収及び引渡しの方法

- (1) 甲および乙は、契約締結後に改めて対象品の引渡し日時、場所、品目及び数量等について事前に協議を行い、乙は協議結果に基づき、引渡しに必要な車両、作業員、梱包材、業務の完遂に必要なものを手配すること。
- (2) 乙は「小型家電リサイクル法」を遵守し、乙が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で端末の輸送を実施すること。
- (3) 乙は端末の回収について認定計画の別紙 7 に記載されている「使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行なう者」のリストに記載されている事業者のみで行うこと。
また、甲は乙に対し、当該端末等の回収を行った事業者が認定計画の別紙 7 に記載されている事業者と相違ないか確認を行う。

9. 処分方法

- (1) 乙が小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項の認定事業者である場合は、小型家電リサイクル法を遵守し、乙が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- (2) GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記録媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- (3) 処分（再使用・再資源化）にあたっては、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。
- (4) 故障等により専用ソフトを利用した消去が不可能な端末はデータの復元が不可能といわれる状態まで記録媒体を物理的に破碎処理等を行うなど、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、SSD・eMMC を使用している端末は HDD 用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。
- (5) データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時等が記載されたデータ消去完了証明書（1 台毎に記載されたもの）を発行し、甲が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を 5 年間保管し、甲の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- (6) GIGA スクール端末を再使用する場合は、甲が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

10. 業務完了の確認

甲は、乙より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した事を確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものとみなす。

11. 協議事項

乙は、甲との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に甲と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、甲と協議しその指示に従うこと。

12. 支払方法

確定数量に契約単価を乗じた金額を甲が発行する納入通知書により、決められた期限までに一括で納入すること。

13. 留意事項

(1) 損害賠償

- ・業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

(2) その他

- ・乙は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- ・本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、乙は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。
- ・予定数量は変動する可能性がある。最終台数は甲乙協議の上で最終確定するものとする。
- ・乙は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに甲へ当該事由の内容及び甲が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- ・乙の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、甲は契約を解除することができる。その場合の補償等は一切行わない。